

## とちぎ特産品推奨規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県観光物産協会（以下「協会」という。）が、品質表示等適正なとちぎ特産品を推奨することにより、県産品の品質の向上、需要の拡大及び取引の増進を図るとともに、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 県産品

製造又は加工の最終工程が本県内で行われた製品であって次に掲げるものをいう。

イ 食料品（菓子、農林・水産・畜産加工品、醸造品、漬物等）

ロ 民・工芸品（国、県指定の伝統工芸品を除く。）

ハ その他雑貨製品

#### 2 とちぎ特産品

県産品であって、この規程に基づき推奨されたものをいう。

### (申請者)

第3条 とちぎ特産品の推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に該当するものでなければならない。

1 県内に事業の本拠を有する製造者又は販売者であること。

2 製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けた者であること。

### (推奨基準)

第4条 とちぎ特産品の推奨基準は、次のとおりとする。

1 常時製造し、市販されているもの。（市販しようとするものを含む。）

2 価格が適正であること。

3 食料品にあつては、概ね3日以上日持ちのするものであること。

4 既に特許又は登録を受けている製品と同一又は模倣品でないこと。

5 推奨を受けるために特別に調整したものでないこと。

6 次の関係法令等に違反しないものであること。

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

ロ 計量法（平成4年法律第51号）

ハ 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）

ニ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

ホ 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）

ヘ 薬事法（昭和35年法律第145号）

ト 健康増進法（平成14年法律第103号）

チ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS）法（昭和25年法律第175号）

リ その他の関係法令等

(申請)

第5条 申請者は、とちぎ特産品推奨申請書（別記様式第1号）に次項の関係書類を添付し、公益社団法人栃木県観光物産協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の関係書類は、次のとおりとする。

1 食品衛生法及び栃木県食品衛生条例に基づく営業については、営業許可証の写し。

2 食品衛生法に基づき製造所固有記号の届出をしている場合は、その届書の写し。

3 健康増進法に基づく成分表示等の表示があるものは、所管官庁への届出書又は認可書の写し。

4 栄養表示に関わるものは、成分分析表の写し。

5 国、県又は全国的に催された展示会において上位入賞したものは、その内容を確認できるものの写し。

6 申請品の解説書、カタログ、写真、ラベル部分の写し等

3 申請書の提出期限は、会長が別に定める日とする。

(見本の提出)

第6条 申請者は、申請品の見本を提出しなければならない。

2 提出する申請品の見本は、申請品を代表し市販品としての形態を備えたものでなければならない。

なお、提出された申請品の見本は原則として返却しない。

(審査手数料)

第7条 第5条第1項の申請書を提出する者は、審査手数料として申請品1件につき3,000円を協会に納入しなければならない。

(審査委員会)

第8条 申請品の審査を行うため、とちぎ特産品審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(審査)

第9条 審査委員会は第4条の推奨基準等に基づき審査し、協議の上、次により判定を行う。

ア 合格 問題がないと認められるもの

イ 不合格 とちぎ県産品として不適切なもの

(推奨状の交付)

第10条 会長は、前条の審査委員会の結果合格した申請者に、とちぎ特産品として推奨状（別記様式第2号）を交付する。

(推奨マークの貼付等)

第11条 とちぎ特産品を市販する場合は、原則として1品ごとにとちぎ特産品推奨マーク（以下「推奨マーク」という。）（別記様式第3号）を貼付又は表示しなければならない。

2 推奨マークは、協会が有償で頒布する。

- 3 推奨マークを包装紙又は容器等に印刷等により表示するときは、とちぎ特産品推奨マーク図案使用申請書（別記様式第4号）により、事前に会長の承認を受けなければならない。
- 4 推奨マーク図案使用料は、会長が別に定める。

（推奨期間）

第12条 とちぎ特産品の推奨期間は、とちぎ特産品として決定された日の属する年度の翌年の4月1日から3年間とする。

（変更届）

第13条 第10条の規定により推奨を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、とちぎ特産品変更届出書（別記様式第5号）を速やかに会長に提出しなければならない。

- 1 住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）又は氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を変更するとき。
- 2 とちぎ特産品の意匠、容器、規格内容量、価格等を変更するとき。

（推奨の取消し）

第14条 会長は、とちぎ特産品が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、推奨を取り消すことができる。

- 1 第4条に規定する推奨基準に合致しなくなったとき。
  - 2 故意に推奨マークの貼付を怠ったとき。
  - 3 推奨マーク及び推奨状を不正に使用したとき。
  - 4 製造、販売等営業に係る関係法令に違反したとき。
  - 5 とちぎ特産品の名称を変更し第13条の変更届を提出しなかったとき。
  - 6 とちぎ特産品の製造又は販売を中止し変更届を提出しなかったとき。
  - 7 正当な理由なく第11条第3項の推奨マーク図案使用申請又は第13条の変更届出を怠ったとき。
  - 8 次条の調査の結果成績が不良のとき、又は会長の改善勧告に正当な理由なく従わないとき。
  - 9 その他とちぎ特産品としての信用を著しく害する行為があったとき。
- 2 推奨を取り消された製品については、取り消された日から1年間、とちぎ特産品の再申請を行うことができない。

（調査・指導）

第15条 会長は、とちぎ特産品の信用を保持するため、必要がある場合は、とちぎ特産品製造者等に品質及び販売方法等について報告を求め、また、とちぎ特産品又は製造加工所について随時調査を行うことができる。

- 2 会長は、調査した結果、改善・指導の必要があると認められる場合は、改善のために必要な指導、指示を行うことができる。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月21日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号

とちぎ特産品推奨申請書

平成 年 月 日

公益社団法人栃木県観光物産協会

会長 様

住 所 \_\_\_\_\_

企業名等 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

次の製品について、とちぎ特産品として推奨を受けたいので、とちぎ特産品推奨規程第5条第1項の規定に基づき、見本及び関係書類を添えて申請します。

製 品 名	内容量	市販価格	容器の種類	再・新	製造工場住所・工場名
				—	

[注] 1 同一商品で規格、内容量等が異なる場合でも、1つの製品として取り扱いますので、代表的なものを記載してください。

2 引き続き推奨を受けようとする製品で内容等に変更がある場合、又は製品、容器等について特に説明が必要な場合は、別紙にその旨記載し添付して提出してください。（様式は自由です。）

3 製品をPRする文書等も併せて提出してください。（既製のパンフレット等でも結構です。）

4 民・工芸品について、審査後の返品希望の有無をお教え下さい。

有 ・ 無

別記様式第3号

## とちぎ特産品推奨マーク

とちぎ特産品推奨マークは下記図案のとおりとし、地色は金色、文字及び外・内円は青色、内円内は赤色、「とちぎ特産品」の文字のみ地色とする。

記

貼付する推奨マーク及び包装紙等に印刷して表示する推奨マークの見本



別記様式第4号

とちぎ特産品推奨マーク図案使用申請書

平成 年 月 日

公益社団法人栃木県観光物産協会

会長 様

住 所 \_\_\_\_\_

企業名等 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおりとちぎ特産品推奨図案を使用したいので、とちぎ特産品推奨規程第11条第3項の規定に基づき関係資料を添えて申請します。

記

1 推奨マークを印刷する理由

2 印刷に係る推奨品名及び印刷数量

3 使用期間（予定） 平成 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付資料

- ・ 印刷業者の見積書又は契約書
- ・ 印刷する包装紙又は容器等の見本

別記様式第5号

とちぎ特産品変更届出書

平成 年 月 日

公益社団法人栃木県観光物産協会

会長 様

住 所 \_\_\_\_\_

企業名等 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

とちぎ特産品の内容を下記のとおり変更しますので、とちぎ特産品推奨規程第13条の規定に基づき届出書を提出します。

記

1 とちぎ特産品品名等（推奨番号）

2 変更内容（具体的に）



別記様式第2号

第 号

# 推 奨 状

様

上記の商品は、とちぎ特産品として  
推奨します

推奨期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

公益社団法人 栃木県観光物産協会

会長 新 井 俊 一